



平成 26 年 8 月 8 日

各 位

会 社 名 株式会社 第三銀行
代 表 者 名 取締役頭取 岩間 弘
(コード番号 8529 東証第一部、名証第一部)
問 合 せ 先 総合企画部長 川瀬 和也
Tel 0598-23-1111 (代表)

平成 26 年 3 月期における経営強化計画の履行状況について

株式会社第三銀行（頭取 岩間 弘）は、「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」に基づき、平成 26 年 3 月期における経営強化計画の履行状況をとりまとめましたのでお知らせいたします。

進捗のポイント

1. コア業務純益

役務取引等収益の増強や経費の削減に努めましたが、資金利益の未達幅が想定以上に拡大したことと加え、システム移行に付随する経費が増加したことなどを主因として計画を下回りました。

2. 業務粗利益経費率

機械化費用を除く経費は、基幹系システムの更改に伴い、印刷費や広告費が増加したことに加え、移行対応に係る時間外手当が増加したことなどから計画を上回ったものの、業務粗利益が計画を上回ったことから、業務粗利益経費率は計画より改善いたしました。

3. 中小規模事業者等向け信用供与の残高、比率

担保・保証に過度に依存しない融資や環境・エネルギー分野等への融資の積極的な取組みに加え、事業先担当者等による事業融資基盤の拡充等に取り組んだことなどから、貸出残高は計画を上回りました。

一方、個人預金を中心に安定した預金の積み上げに努めたことに加え、市場環境の回復によりその他有価証券評価差額金が増加したことなどにより、比率は計画を下回りました。

4. 経営改善支援先割合

担保・保証に過度に依存しない融資（コベナンツ活用型融資、ABL 等）、創業・新事業開拓支援などに積極的に取り組んだことから、計画を上回りました。

* 進捗状況の詳細については、別紙「経営強化計画の履行状況報告書」（平成 26 年 6 月）の 5~7 ページ及び 32~39 ページをご覧ください。

以上

(別紙)

経営強化計画の履行状況報告書

平成 26 年 6 月

株式会社 **第三銀行**

目 次

1. 平成 26 年 3 月期決算の概要.....	1
(1) 経営環境.....	1
(2) 決算の概要.....	1
2. 経営の改善に係る数値目標の実績.....	5
(1) コア業務純益.....	5
(2) 業務粗利益経費率.....	6
3. 経営の改善の目標を達成するための方策の進捗状況	8
(1) コンサルティング機能の一層の発揮と営業力の強化.....	8
(2) 経営の効率化.....	18
(3) 人材力の強化.....	21
(4) 内部管理態勢の強化と CS 経営の実践	23
4. 従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項の進捗状況.....	26
(1) 業務執行に対する監査又は監督の体制の強化の方策.....	26
(2) リスク管理の体制の強化の方策	27
(3) 法令遵守の体制の強化の方策	29
(4) 経営に対する評価の客観性の確保の方策.....	30
(5) 情報開示の充実の方策	31
5. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策の進捗状況	32
(1) 中小規模の事業者に対する信用供与の残高及び総資産に占める割合	32
(2) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化の方策の進捗状況	33
(3) 主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策の進捗状況	35
(4) 中小規模事業者等に対する金融の円滑化を図るための取組	38
6. 剰余金の処分の方針.....	40
(1) 配当に対する方針	40
(2) 役員に対する報酬及び賞与についての方針	40
7. 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保の方策の進捗状況.....	41
(1) 経営管理に係る体制及び今後の方針等	41
(2) 各種のリスク管理の状況及び今後の方針等	42
(3) 経営強化計画の適切な運営管理	43

1. 平成 26 年 3 月期決算の概要

(1) 経営環境

国内経済は、個人消費の伸びが高まり、回復が遅れていた設備投資も企業業績の回復を背景に持ち直しが見られます。今後は、消費増税による駆け込み需要の反動から、一時的に住宅着工の減少や個人消費の落ち込みが懸念されるものの、所得環境の改善や経済対策関連事業に係る公共投資の増加などが成長を下支えするものと思われます。

金融面においては、日銀による異次元金融緩和政策により、長期金利は低位で推移していることに加え、金融機関間の競争がますます激化していることから、私ども地域金融機関を取り巻く経営環境は、引き続き厳しい状況にあります。

こうした中、当行は、金融仲介機能を安定的かつ持続的に発揮し、地域経済活性化に貢献するため、「経営強化計画」に掲げた各施策に取組んでまいりました。

(2) 決算の概要

① 資産・負債の状況(単体ベース)

イ. 貸出金

貸出金は、中小規模事業者等向け貸出や住宅ローンを積極的に推進した結果、平成 25 年 3 月末比 240 億円増加し、1 兆 1,898 億円となりました。

ロ. 預金

預金は、個人預金、法人預金の増強に努めた結果、平成 25 年 3 月末比 168 億円増加し、1 兆 7,532 億円となりました。

ハ. 有価証券

有価証券は、市場動向を注視しつつ機動的な運用に努め、平成 25 年 3 月末比 42 億円増加し、5,880 億円となりました。

【資産・負債の推移（表 1）】（単体）

（単位：百万円）

	26 年 3 月末 実績			25 年 9 月末 実績	25 年 3 月末 実績
		25 年 9 月末比	25 年 3 月末比		
資産	1,905,808	△362	25,049	1,906,170	1,880,759
うち貸出金	1,189,882	13,586	24,094	1,176,296	1,165,788
うち有価証券	588,093	20,990	4,255	567,103	583,838
負債	1,808,108	△1,193	24,615	1,809,301	1,783,493
うち預金	1,753,206	△8,653	16,861	1,761,859	1,736,345
うち社債・借用金	27,570	4,075	6,409	23,495	21,161
純資産	97,700	832	434	96,868	97,266

② 損益の状況

イ. 資金利益

資金利益は、預金利回りの低下等により資金調達費用は減少しましたが、貸出金利回りの低下等による資金運用収益の減少分をカバーするには至らず、前期比 4 億 33 百万円減少し、235 億 28 百万円となりました。

ロ. 役務取引等利益

役務取引等利益は、団体信用生命保険料の増加等により役務取引等費用が増加しましたが、預かり資産や融資アレンジメントに係る手数料等の増強に努めたことから、前期比 2 億 66 百万円増加し、27 億 77 百万円となりました。

ハ. その他業務利益

その他業務利益は、債券売却益を中心に国債等債券損益が増加したことなどから、前期比 7 億 90 百万円増加し、38 億 89 百万円となりました。

二. 経費

経費は、平成 26 年 1 月に基幹系システムを更改したことにより、移行に係る機械化関連費用が増加したことを主因として、経費トータルでは前期比 4 億 46 百万円増加し、224 億 26 百万円となりました。

ホ. 一般貸倒引当金

一般貸倒引当金は、1 億 23 百万円の戻入となり、4 億 33 百万円の繰入となつた前期に比較すると、損益面では 5 億 56 百万円のプラス影響となりました。

以上の結果、業務純益は、前期比 7 億 33 百万円増加少し、78 億 91 百万円となりました。

また、コア業務純益は、前期比 6 億 18 百万円減少し、41 億円 12 百万円となりました。

ヘ. 臨時損益

臨時損益のうち、不良債権処理額は前期比 5 億 56 百万円減少し、27 億 99 百万円となりました。また、株式等関係損益が前期比 14 億 72 百万円、その他臨時損益が前期比 1 億 82 百万円それぞれ改善しました。臨時損益トータルでは、前期比 22 億 8 百万円改善し 16 億 86 百万円の損失となりました。

以上のことから、経常利益は、前期比 29 億 41 百万円増加し、62 億 5 百万円となり、当期純利益は、前期比 24 億 63 百万円増加し、44 億 46 百万円となりました。

③ 不良債権の状況

当行では、営業店及び本部が一体となって、地域における金融の円滑化に向け、取引先の経営実態の把握に努めるとともに、経営改善支援への取組みを着実に推進してまいりました。また、景気の回復基調とともに倒産等の発生が低水準で推移したことから、金融再生法開示債権残高は、前期末比 54 億 50 百万円減少し、251 億 90 百万円となりました。また、金融再生法開示債権比率は、前期末比 0.50 ポイント低下し 2.09%となりました。

④ 自己資本比率の状況

自己資本比率は、平成 26 年 3 月末からバーゼルⅢを踏まえた新国内基準を適用しており、その比率は 9.93%となりました。

【損益状況の推移（表2）】（単体）

（単位：百万円）

	26年3月期		25年3月期 実績	24年3月期 実績
	実績	25年3月期比		
業務粗利益	30,194	621	29,573	29,051
(コア業務粗利益)	(26,539)	(△ 172)	(26,711)	(27,812)
資金利益	23,528	△ 433	23,961	25,274
役務取引等利益	2,777	266	2,511	2,414
その他業務利益	3,889	790	3,099	1,361
(うち国債等債券損益)	(3,655)	(794)	(2,861)	(1,238)
経費（除く臨時処理分）	22,426	446	21,980	21,053
(うち人件費)	(11,874)	(63)	(11,811)	(11,881)
(うち物件費)	(9,667)	(402)	(9,265)	(8,301)
一般貸倒引当金繰入	△ 123	△ 556	433	△ 631
業務純益	7,891	733	7,158	8,629
(コア業務純益)	(4,112)	(△ 618)	(4,730)	(6,759)
臨時損益	△ 1,686	2,208	△ 3,894	△ 3,783
(うち不良債権処理額)	(2,799)	(△ 556)	(3,355)	(2,784)
(うち株式等関係損益)	(1,239)	(1,472)	(△ 233)	(△ 406)
(うち退職給付費用)	(414)	(△ 84)	(498)	(599)
経常利益	6,205	2,941	3,264	4,846
特別損益	△ 138	△ 112	△ 26	△ 641
税引前当期純利益	6,066	2,828	3,238	4,204
法人税、住民税及び事業税	540	△ 61	601	51
法人税等調整額	1,080	427	653	1,823
当期純利益	4,446	2,463	1,983	2,329

【金融再生法開示債権比率の推移（表3）】（単体） （単位：百万円）

	26年3月末			25年9月末	25年3月末
	実績	25年9月末比	25年3月末比	実績	実績
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	5,131	△ 973	△ 637	6,104	5,768
危険債権	18,400	427	△ 3,893	17,973	22,293
要管理債権	1,657	△ 335	△ 922	1,992	2,579
合計（A）	25,190	△ 879	△ 5,450	26,069	30,640
正常債権	1,176,266	13,670	28,174	1,162,596	1,148,092
総与信（B）	1,201,456	12,790	22,723	1,188,666	1,178,733
金融再生法開示債権比率(A)/(B) (%)	2.09	△ 0.10	△ 0.50	2.19	2.59

(注) 25年3月末には部分直接償却15,454百万円、25年9月末には18,093百万円、26年3月末には17,864百万円をそれぞれ実施しております。

【単体自己資本比率の推移（表4）】 （単位：%）

	24年3月末実績	25年3月末実績	25年9月末実績	26年3月末実績
自己資本比率	9.64	9.61	9.83	9.93

(注) 26年3月末から新基準（バーゼルⅢ）で算出しております。

2. 経営の改善に係る数値目標の実績

(1) コア業務純益

平成 26 年 3 月期は、当行の主たる営業基盤である三重県における資金需要が弱い推移を示しているなか、中小規模事業者等向け貸出及び住宅ローン等に積極的に取組み、平成 25 年 3 月末比中小規模事業者等向けで 82 億円、貸出金全体では 240 億円の増加となりました。

こうしたなか、貸出金の期中平均残高の増加額については、当期の計画は達成しましたが、平成 25 年 3 月期の増加計画に対する不足分を解消するまでには至らず、期中平均残高は計画を 139 億円下回りました。これに加え、市場金利の低下および他行との競合等により、貸出金利回りが計画を 0.08 ポイント下回ったことから、貸出金利息は計画を 12 億 33 百万円下回りました。

また、有価証券利回りについても、計画を 0.05 ポイント下回ったことから、有価証券利息配当金は計画を 3 億 41 百万円下回りました。これらにより、資金運用収益は計画を 15 億 40 百万円下回りました。

一方、預金については、残高が堅調に推移するとともに利回りが計画を 0.01 ポイント上回ったことなどから、資金調達費用は、計画を 3 億 8 百万円上回りました。

以上により、資金利益全体では、計画を 18 億 46 百万円下回りました。

役務取引等収益については、預かり資産の販売や融資アレンジメント手数料などの増強に努め、計画を 1 億 80 百万円上回りましたが、団体信用生命保険料の増加等により役務取引等費用が計画を 1 億 35 百万円上回ったことから、役務取引等利益は、計画比 45 百万円の増加に止まりました。

他方、経費については、基幹系システムの更改及びサブシステムの開発等に伴い、機械化関連費用が増加する中、コスト削減に積極的に取組んでまいりましたが、システム移行対応に係る時間外手当や帳票改定に伴う印刷費が増加したことなどから、計画を 1 億 55 百万円上回りました。

こうしたことから、コア業務純益は、役務取引等収益の増強や経費の削減に努めたものの資金利益の未達幅が想定以上に拡大したことに加え、システム移行に付随する経費が増加したことなどを主因として、計画を 19 億 84 百万円下回る 41 億 12 百万円となりました。

平成 26 年 3 月期の実績を踏まえ、収益力強化に向けた取組みとして、通常の資金供給者としての役割に留まらず、中小規模事業者等に対するコンサルティング機能を強化し、事業支援に向けた様々な金融仲介機能を発揮するとともに、住宅ローンや個人ローンにも注力することにより貸出金利息の増強を図ってまいります。

また、事務の集中化や営業チャネルの拡充を通じて営業体制の強化に努め、アレンジメント手数料や預かり資産関連手数料など非金利収入の増強を図ってまいります。

収益強化を図るための中長期的な基本戦略としましては、本部への事務集中

化・営業店事務の軽量化等により営業戦力を創出し、個人向け営業体制の強化を図ることにより現在の個人向け営業戦力の一部を事業先向け営業力に振り向け、全体として営業力の底上げを図ってまいります。

さらに、平成26年度上期には、地区営業部の新設による営業体制強化、コンプライアンス統括部の新設によるコンプライアンス部門の強化、事務・システム部門並びに人事・総務等管理部門の統合による合理化など本部組織改革に着手し、収益力の強化を図ってまいります。

また、事業先向け営業体制については、1都1府5県に98か店の店舗網を展開する当行の広域ネットワークの中で、経済基盤の大きい三重県北勢（鈴鹿市以北）、愛知県、大阪府を融資重点推進地域と定め、貸出金の増強などを通じて収益力の強化を図っており、こうした取組みにより、経済規模の縮小している三重県中南部地域の取引量の減少をカバーするとともに、融資重点推進地域の取引基盤を当行ネットワークを通じて三重県中南部等の地域商流に活用し、地域経済の活性化を図るなど、それぞれの地域での取引シェアの維持・拡大を図り、当行の存在価値を更に高めてまいります。

一方、個人先向けの取組みについては、高齢化が進む地域における地域活性化への取組みの一環として、三重県南部地域でのビジネスモデルの構築を目指し、高齢者に配慮した新しいスタイルの店舗作りを三重県志摩市の2店舗（浜島支店、和具支店）で試行したほか、亀山市が行う高齢者支援事業に参画し、亀山市と当行が業務上の連携を図り、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるまちづくりを目的とした取組みに関する協定を締結いたしました。これらの取組みは今後も対象店舗の拡大を検討してまいります。

これらの地域では、5年後、10年後の中長期的な人口動態などの将来予測に鑑みて、人口減少、少子高齢化による独居高齢者の増加等による地域経済の衰退など様々な地域の課題がさらに顕在化していくことが予想されることから、これらの地域の課題を当行自らの課題として捉え、地域とともにに対応していく上記のビジネスモデルを構築することにより、地域における当行の存在価値を高め、経営基盤の強化を図って行く方針です。

【コア業務純益の計画・実績（表5）】(単位：百万円)

	24/3期 実績 (計画始期)	25/9期 実績	26/3期			
			計画	実績	計画対比	計画始期 対比
コア業務純益	6,759	1,974	6,096	4,112	△1,984	△2,647

※ コア業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額 - 国債等債券関係損益

（2）業務粗利益経費率

平成26年3月期の機械化関連費用を除く経費は、物件費を中心に経費の削減に努めましたが、基幹系システムの更改に伴い、印刷費や広告費が増加したことにより、移行対応に係る時間外手当が増加したことなどから計画を3億8百万円

上回る 177 億 29 百万円となりました。

一方、業務粗利益は、資金利益が計画を下回ったものの、役務取引等利益や国債等債券損益が計画を上回ったことにより、計画を 13 億 30 百万円上回る 301 億 94 百万円となりました。

その結果、業務粗利益経費率は、計画より 1.64 ポイント改善し、58.71%となりました。

【業務粗利益経費率の計画・実績（表 6）】

(単位:百万円、%)

	24/3 期 実績 (計画始期)	25/9 期 実績	26/3 期			
			計画	実績	計画対比	計画始期 対比
経費（機械化関連費用を除く）	17,765	9,067	17,421	17,729	308	△36
業務粗利益	29,051	16,098	28,864	30,194	1,330	1,143
業務粗利益経費率	61.15	56.32	60.35	58.71	△1.64	△2.44

※ 業務粗利益経費率 = (経費 - 機械化関連費用) / 業務粗利益

※ 機械化関連費用は、事務機器等の減価償却費、機械賃借料、機械保守費等を計上

3. 経営の改善の目標を達成するための方策の進捗状況

当行は、前経営強化計画の取組評価と課題を踏まえ、平成24年8月に策定した「経営強化計画」に沿って、地域における金融仲介機能を安定的かつ持続的に発揮し、地域の中小規模事業者等の皆様へ円滑に資金供給を行うことが、地域金融機関としての最大の責務であるとの認識のもと、中小規模事業者等に対する信用供与の円滑化への取組みを強化いたしました。

具体的には、財務基盤の健全性の維持と収益力の強化を図り、これまで以上に地域密着型金融の取組みを強化し、地域経済の活性化を図るため、以下の4項目を経営戦略上の基本方針として掲げ、さらなる経営改善に取組みいたしました。

- (1) コンサルティング機能の一層の発揮と営業力の強化
- (2) 経営の効率化
- (3) 人材力の強化
- (4) 内部管理態勢の強化とCS経営の実践

(1) コンサルティング機能の一層の発揮と営業力の強化

① 事業先向けコンサルティング機能の一層の発揮

イ. 経営相談支援の取組強化

当行はこれまで、経営改善等が主体的に見込まれる事業取引先については、経営改善支援に係る取組みを中心的に行っている本部の企業支援部が、営業店と協力しながら取引先の経営実態や課題の把握・分析を実施してまいりました。また、営業店担当者の経営実態や課題の把握・分析力の向上を図るため、企業支援部や営業統括部法人ソリューションチームの担当者による営業店支援を積極的に実施してまいりました。

今後は、これまでの取組みを一層強化するため、法人ソリューションチームをソリューション営業部に昇格させるなど営業力強化に資する本部機構改革を実施いたします。これにより、取引先との繋がりをより長期的なスタンスでのリレーションシップバンキングとする形に発展させ、取引先の経営実態や課題を把握したうえで、企業支援部やソリューション営業部及び営業店が一体となって、取引先の経営課題に資する最適なソリューションを具体的に立案するとともに、必要に応じ、ビジネスマッチングや産学官連携、中小企業再生支援協議会などの外部機関との連携を一層強化するほか、弁護士、税理士等の外部専門家の知見を積極的に活用し、取引先の経営改善支援に取組んでまいります。

ロ. 事業再生支援の取組強化

当行では経営改善支援が必要な先から、重要な先を選定し特定債権先として企業支援部が担当し、経営改善支援や事業再生等に取組んでまいりました。

平成25年度下期には、バンクミーティングの開催の主導、企業実態の把握

やソリューションの提案、再生計画の策定支援等のコンサルティング機能の発揮による経営相談など特定債権先等の経営相談等に取組むとともに、事業再生先のモニタリング等のフォローの強化を図ってまいりました。この間、事業再生の可能性がある取引先については、特に地域における事業再生の重要なパートナーである中小企業再生支援協議会との連携を中心に、取引先の事業再生支援への取組みを実施し、平成25年度下期における中小企業再生支援協議会を活用した早期事業再生支援に係る取組みは、5件の実績となつたほか、衰退期にある事業先に対し、債務整理等支援を1件実施いたしました。

今後も、企業支援部が中心となり、再生計画の策定や、計画のモニタリングなどの支援を行っていくほか、必要に応じて中小企業再生支援協議会などの外部機関、専門コンサルタントや弁護士、公認会計士などの専門家等との連携による事業再生等の取組みを行ってまいります。

② 事業先向けソリューション営業力の強化

イ. 事業先向けソリューション営業体制の強化

(a)融資重点推進地域における取組

当行はこれまで、事業融資を中心とした貸出金の増強を図るため、経済基盤が大きい三重県北勢地域（鈴鹿市以北）、愛知県、大阪府を融資重点推進地域として取組んでまいりました。

平成25年度も引き続き、融資重点推進地域での事業融資の増強を図るため、主に事業先を担当する事業先担当者138名のうち、76名（事業先担当者総数に占める割合：約55%）を同地域に配置しているほか、事業融資先の開拓を専門とする法人推進担当者21名のうち、18名（法人推進担当者総数に占める割合：約85%）を同地域に配置しております。これにより、中小規模事業者等への信用供与の円滑化を図り、貸出金の増強を図るとともに、収益力の強化を図ってまいります。

【地域別貸出金の推移（表7）】 (単位：億円)

	23年3月末 実績	24年3月末 実績	25年3月末 実績	26年3月末 実績	25年3月末 対比
★三重県北部（北勢）	2,416	2,432	2,432	2,499	66
三重県中南部（伊賀、中南勢、伊勢志摩、東紀州）	4,323	4,221	4,190	4,145	△45
★愛知県	2,173	2,185	2,272	2,335	63
★大阪府	704	717	720	752	32
その他の地域	1,822	2,031	2,041	2,165	124
計（A）	11,440	11,587	11,657	11,898	240
内、融資重点推進地域（B）	5,294	5,334	5,425	5,587	162
（B）/（A）	46.2%	46.0%	46.5%	46.9%	0.4%

★：融資重点推進地域

(b)三重県南部地域における取組

当行は、1都1府5県に98か店を展開し、三重県内に64か店の店舗網を配置しております。

三重県は南北に長い地理的特徴があり、特に三重県南部地域（伊勢・志摩、紀州地域）では、近年は人口が減少し、高齢化が進む中で、経済環境は三重県北勢地域（鈴鹿市以北）、愛知県、大阪府に比して厳しい状況にあると認識しております。

これらの地域を取り巻く社会的、経済的要因から、この地域の多くの中小規模事業者等の業績が低迷しており、当行は地域金融機関として、これらの取引先への集中的な再生・改善の取組みが必要となっていました。

このため、平成17年10月より、この地域の企業再生等に特化して注力することにより地域経済の活性化を図り、当行の債権の健全化を図る取組み「Scrum3（スクラムスリー）」といったプロジェクトチームを組成いたしました。この取組みでは、三重県伊勢・志摩地域および和歌山県を含む東紀州地域において、取引先と営業店及び本部企業支援部がスクラムを組み、事業再生、経営改善に一体となって取組むこととし、企業支援部の専担者が事業再生や経営改善が必要な取引先に出向き、内情に踏み込んだ問題点の調査・改善を行うハンズオン型の取組みを実施してまいりました。

具体的には、三重県南部及び東紀州の取引先の内、特に業況の厳しい先62先（内破綻懸念先19先、実質破綻先4先）を取組対象先として事業再生・経営改善に取組みいたしました。

この結果、平成19年3月末まで51先の取引先は当行と取引しつつ事業を継続しており、そのうち9先は経営改善等が図られ、債務者区分において、要管理先から要注意先へ5先、正常先へ1先、破綻懸念先から要管理先へ3先が、それぞれランクアップいたしました。こうした取組みにより、当行のリスク管理債権ベースでの開示額は約43億円減少するとともに、これらの企業が存続することで当該地域の雇用や経済活動の維持・改善に貢献できたものと認識しております。（取引を継続した企業51先の雇用数：約1,500人）

こうした取組みを通じて得られたノウハウを活かし、平成19年4月以降は「Scrum3 2nd」として、この取組みを、業況悪化見込み先も含む全店での取組みに拡大し、企業支援部が担当する特定債権先を対象先として継続しております。

この結果、三重県南部及び東紀州においては、平成19年4月から平成26年3月までに19先の取引先の経営改善等が実現し債務者区分のランクアップが果たせました（全体では62先のランクアップ）。

今後も、当行の債権の健全化だけでなく、当行の広域ネットワークをこれらの地域の商流に活用するなど、地域経済活性化に資する取組みを積極的に実施してまいります。

【地域別経営改善支援の状況（表8）】

(単位：件、%)

創業・新事業開拓支援	24/3期実績	24/9期実績	25/3期実績	25/9期実績	26/3期実績	累計実績	比率
★三重県北部	5	6	4	4	11	30	28.8
三重県中南部	7	14	9	8	17	55	52.9
★愛知県	1	1	1	2	14	19	18.3
★大阪府	0	0	0	0	0	0	0.0
その他地域	0	0	0	0	0	0	0.0
計	13	21	14	14	42	104	
経営相談	24/3期実績	24/9期実績	25/3期実績	25/9期実績	26/3期実績	累計実績	比率
★三重県北部	4	15	9	22	12	62	26.2
三重県中南部	9	37	18	23	12	99	41.8
★愛知県	3	10	7	6	4	30	12.7
★大阪府	1	5	9	7	3	25	10.5
その他地域	4	3	6	4	4	21	8.9
計	21	70	49	62	35	237	
早期事業再生支援	24/3期実績	24/9期実績	25/3期実績	25/9期実績	26/3期実績	累計実績	比率
★三重県北部	0	1	1	4	2	8	38.1
三重県中南部	1	1	5	0	3	10	47.6
★愛知県	0	0	0	0	1	1	4.8
★大阪府	0	0	0	0	0	0	0.0
その他地域	2	0	0	0	0	2	9.5
計	3	2	6	4	6	21	
事業承継支援	24/3期実績	24/9期実績	25/3期実績	25/9期実績	26/3期実績	累計実績	比率
★三重県北部	0	0	0	1	0	1	7.7
三重県中南部	3	2	3	0	2	10	76.9
★愛知県	0	0	0	0	0	0	0.0
★大阪府	0	0	0	0	1	1	7.7
その他地域	0	0	0	1	0	1	7.7
計	3	2	3	2	3	13	

(注) ★は融資重点推進地域、三重県北部は三重県北勢地域、
三重県中南部は三重県伊賀、中南勢、伊勢・志摩、東紀州の各地域

(地域産業への取組み)

当行は、当行の広域ネットワークを通じて、地域経済の活性化に取組むとともに、産学官連携強化等を通じ、地域ブランドの育成等に取組み、新たな地域産業の創出等に関与するなど、地域産業の育成や地域経済の活性化に取組んでまいりました。これにより、地域での取引シェアの維持・拡大を図り、当行の存在価値を更に高めてまいりたいと考えております。

具体的には、三重県の産業の重要な地位を占める農林水産業の活性化を支援するため、農水産物の加工食品のレベルアップを目的に、平成21年4月に、法人ソリューションチームが中心となって三重大学との産学連携活動を開始し、地元の農水産資源を活用した新しい加工食品の開発をして「農水商工連携を前提とした新商品のマーケティング研究会」を三重大学内に立ち上げました。平成25年度下期には、研究会を2回開催し、平成25年12月には当行と三重大学、当行取引先4社を含む10社が、平成26年3月には当行取引先5社を含む10社が参加しました。この研究会

を通じ、農業生産者、水産業者、食品加工業者、食品加工機メーカーのほか、三重県漁連、中小企業基盤整備機構等の支援機関とともに、新商品の開発、マーケティング並びにビジネスマッチング等を行うなど、新事業開拓等を支援し地域活性化に取組みいたしました。

また、平成 23 年 8 月に、法人ソリューションチームに農業経営アドバイザーを配置し、営業店に対し農業分野に対する取組みを指導するとともに、自らも農業経営者との融資取引を推進しているほか、平成 25 年 12 月から「6 次産業化」、「農商工連携」を図る事業者を積極的に支援する目的で、「6 次産業化・農商工連携応援ローン」の取扱を開始いたしました。平成 25 年度下期の農業分野での実績は、畜産業をはじめ 7 件 319 百万円（内 6 次産業化・農商工連携応援ローンの実績：2 件 24 百万円）の融資を取組みいたしました。

今後も、こうしたネットワークや農商工連携、地域資源活用などのノウハウを活用し、創業新事業支援のほか、より高度なソリューションの提案など、農業、水産業、食の分野などでより主導的な役割を發揮し地域経済活性化の支援の取組みを実施してまいります。

(地域活性化への取組み)

20 年に一度の伊勢神宮の式年遷宮等を契機とした地域活性化への取組みとして、伊勢神宮内宮に隣接する観光スポットおかげ横丁への店舗外 ATM 出店などのほか、内宮に比し、やや注目度の低かった伊勢神宮外宮地区の伊勢市駅前の観光・物販・宿泊施設等（平成 25 年 8 月開業）を中心とする再開発事業に対し日本政策金融公庫と協調支援を実施するなど地域経済活性化支援活動に積極的に取組んでおります。

また、三重県産業支援センターの「みえ農商工連携推進ファンド助成金二次審査会（平成 26 年 1 月）」や「みえ地域コミュニティ応援ファンド助成金二次審査会（平成 26 年 1 月）」の審査に審査員として参加し地域経済の活性化の取組みにも積極的に参加しています。

その他、地域貢献活動として、平成 16 年 7 月より「熊野古道定期」を取り扱い、平成 17 年以降、毎年「東紀州地域振興公社」へ寄付金を贈呈するなど地域の重要な観光資源である熊野古道の環境保全活動にも間接的に参画し、同地域の観光 PR、東紀州地域の経済活動の活性化の貢献に努めています。

口. 事業先向け貸出金の増強

当行は、「医療・介護・健康関連事業」、「農林水産業・農商工連携事業」、「環境・エネルギー事業」を今後の成長分野として捉えており、これらの分野の貸出金の増強を図る目的から、医療・介護については、平成 15 年 6 月に本部の法人推進部内に医療・介護関係の専門スタッフによる「医療チーム」3

名を配置したほか、平成 23 年 8 月に法人ソリューションチーム内に農業経営アドバイザーを、平成 24 年 5 月には、環境・エネルギー担当者を配置し、太陽光発電などの再生エネルギー分野に対するソリューションを提供するなど、これらの分野の創業・新事業展開等を支援しております。

また、平成 26 年 1 月に本部法人ソリューションチームの人員を 1 名増加したことにより、2 月には海外ビジネスサポート業務に精通した職員を 1 名増員するなど、コンサルティング機能の強化を図り、事業先向け貸出金の増強に取組んでまいりました。

この結果、平成 25 年度下期は、医療・介護分野で 25 件 2,488 百万円、農業分野で 7 件 319 百万円、環境・エネルギー分野で 46 件 2,686 百万円の貸出を実行いたしました。

今後も、これらの成長分野や地域の事業者に対する積極的な資金供給を引き続き実施し、金融仲介機能の発揮に努めてまいります。

また、優良中小企業を対象とした新規事業融資先開拓を積極的に行うため、「優良中小企業先限定ファンド」を平成 25 年 1 月に創設し、平成 24 年度下期は 7 件 550 百万円、平成 25 年度上期は 19 件 1,510 百万円、平成 25 年度下期は 17 件 1,640 百万円を実行するなど新規事業融資先開拓についても積極的に行っているほか、中小規模事業者等の資金ニーズに円滑に対応するため、これまで培ったノウハウを最大限活用し、担保・保証に過度に依存しない融資であるコベナンツ活用型融資や ABL 等多様な信用供与手法を積極的に活用してまいりました。この結果、平成 25 年度下期には、コベナンツ活用型融資は 61 件 57 億円の実行を行い、ABL は 14 件 32 億円の貸出を実行いたしました。

これらの活用事例については、広く行内公表するなど取組みノウハウの周知と共有を図っているほか、新たな資金供給手段の提供を幅広く行うなど、本部の法人ソリューションチームが中心となって、これらの取組みを強く推進しております。

ハ. 事業先向けフィービジネスの増強

当行は、本部の法人ソリューションチームや営業店の事業先担当者等の活動強化を通じて、中小規模事業者等の潜在的なニーズの捕捉に努め、私募債やシンジケートローンはもとより、コベナンツ活用型融資、ABL 等比較的歴史の新しい信用供与手法も積極的に活用してまいりました。また、当行が本店を置く三重県は、東海経済圏及び近畿経済圏に近いという地理的要因から、これらの経済圏を跨ぐ広域ネットワークを有しており、本部・営業店が一体となり、このような経済圏を越えた広域ネットワークをビジネスマッチングや M&A など地域の商流に活用していくことで地域経済活性化の支援を行うほか、産学官連携など地方公共団体等との関係強化等を通じた地域産業の育成などにも積極的に取組むことにより、当行の広域ネットワークの中のそれぞ

れの地域の中小規模事業者等の事業拡大を側面からバックアップし、地域貢献を行うとともに、自らの収益力の強化を図ってまいりました。

この結果、平成 25 年度下期のアレンジメントに係る手数料収入は 151 百万円となり、平成 24 年度下期比較で約 50 百万円増加しました。

また、中小規模事業者への貸出の増強を通じて取引のメイン化を推進しメインバンク取引先の増加による決済用口座の増加を図り、為替手数料を中心とした受入手数料の増強を図っております。

今後も、これらの取組みを引き続き実施してまいります。

【私募債、シンジケートローンの取扱実績（表 9）】（単位：件数、百万円）

	件数	金額
私募債取扱実績（25 年 10 月～26 年 3 月取扱実績）	12	840
シンジケートローン組成実績（25 年 10 月～26 年 3 月取扱実績）	4	4,400

③ 個人向け営業力の強化

イ. 個人向け貸出金の増強

コア融資戦略の一環として各金融機関の住宅ローンの取組みが強化されていることから、住宅ローンを取り巻く環境は厳しい状況となっております。

このような状況の中、当行はこれまで商品ラインアップの拡充を図るなど個人向け貸出金の増強に取組んでおり、引き続き専門担当者による担当エリア内の住宅ローンの推進はもとより、当行の営業エリア内の主要地域に設置した「ローンプラザ」による貸出の増強や、ハウスメーカーへの営業活動強化、休日営業の拡充など、住宅ローンの増強に取組んでまいりました。

平成 25 度下期は、住宅開発が進む名古屋市東部での住宅ローンの推進を強化するため「ローンプラザ長久手」（愛知県長久手市）を新設いたしました。これにより愛知県でのローンプラザ営業体制をこれまでの 3 拠点体制から 4 拠点体制とし、住宅ローンを中心とした個人向け融資増強へ向けた体制の強化を図りました。ローンプラザ長久手では、毎週土曜・日曜営業を実施しており、お客様サービスの拡充を図ったほか、三重県においても、「ローンプラザ津」の休日営業を、これまでの第二・第三日曜の営業から毎日曜の営業に、「ローンプラザ伊勢」の休日営業をこれまでの第二日曜の営業から、第二、第三日曜の営業に拡大するなど、利便性の向上を図りました。

さらに、大阪地区においては、平成 26 年 3 月より東大阪支店で住宅ローン日曜営業の試行を開始いたしました。この試行を通じて、今後、大阪地区の住宅ローンの営業体制の拡充の検討してまいります。今後もローンプラザの機能を拡充し、顧客利便性向上に取組み、個人向け営業力の強化を進めてまいります。

消費者ローンについては、ダイレクトメールやポスティング、新聞等のメディアを活用した広告、FAX やインターネット等による申込受付を強化する

ことで、収益力の強化と業務の効率化を図りました。今後も申込手続きの効率化や審査スピードの向上を図ってまいります。

□. 個人先向けフィービジネス等の増強

当行はこれまで、商品ラインアップの拡充、資産運用セミナーの開催など、お客様のニーズにきめ細かく対応してまいりました。

今後も、引き続きこれらの取組みを継続してまいります。具体的には、投資信託については、平成 25 年 11 月より「MHAM米国好配当株式ファンド」「米国連続増配成長株オープン」「RS 日本株式ファンド」「トレンド・アロケーション・オープン」の 4 つの商品の販売を開始し商品ラインアップの拡充を図ったほか、お客様の資産運用ニーズを把握するため、お客様向けの「資産運用セミナー」を平成 25 年度下期に 15 回開催しました。さらに、投資信託を購入されたお客様を対象とした「運用報告会」を平成 25 年度下期に 3 回開催したほか、投資信託を当行で購入されたお客様へのアフターフォローについては、11 月に、生命保険商品を当行で購入し保有されているお客様を対象に 10 月から 11 月に実施し、信頼関係の強化に努めてまいりました。

また、生命保険商品についてもラインアップの充実化を順次進めており、平成 25 年 10 月より、一時払終身保険「プレミアギフト」、「プレミアレシーブ」および医療保険「メディカル Kit R」の販売を開始しました。

その他、平成 24 年度から、住宅ローン取引先との取引深耕を図るため「住宅ローンプレミアムクラブ」を創設し、専用情報誌「プラスリー」を発刊し、年 2 回会員様向けに無料提供を行うなど個人先に対してもリレーションを深める取組みを行っております。

また、ダイレクトバンキングや給与振込の推進キャンペーン（春のプレゼントキャンペーン）（平成 26 年 2 月から 5 月）やボーナスキャンペーン（ホワイトキャンペーン）（平成 25 年 11 月から平成 26 年 1 月）、NISA 口座開設キャンペーン（平成 25 年 7 月から 11 月）等によるメインバンク取引を推進したほか、貸金庫の新規開設キャンペーン（平成 25 年 11 月から平成 26 年 3 月）による貸金庫の稼働率の向上など、キャンペーンの実施による各種受入手数料の増強を図っております。

【投資信託実績推移（表 10）】

（単位：百万円）

	24 年度上期	24 年度下期	25 年度上期	25 年度下期	25 年度上期 対比
販売額	4,040	3,467	7,964	8,652	688
期末残高	50,421	58,045	55,603	56,180	577
日経平均株価（円）	8,870	12,397	14,455	14,827	372

* 日経平均株価は、それぞれの期末時点の終値です。

【生命保険実績推移（表 11）】

(単位：百万円)

	24年度上期	24年度下期	25年度上期	25年度下期	25年度上期 対比
販売額	16,491	19,663	17,657	13,278	△4,379

ハ. 個人先向け営業体制の強化

当行はこれまで、ローンプラザでの住宅ローンや消費者ローンのワンストップサービスを実現させるほか、保険等の推進を通じた家計の見直し提案など、複合セールスが提供できる体制の整備を図ってまいりました。

また、平成 26 年 2 月 16 日（日）には、東京支店、大阪支店、阿倍野支店を除く全店で、「全店統一住宅ローンなんでも相談会」を開催し、住宅ローンの増強を推進いたしました。さらに、平成 25 年度上期より、休日相談の顧客ニーズの高まりに対応するため、各地域の拠点店舗で「年金・ローン・資産運用 日曜なんでも相談会」を毎月第三日曜日に開催することといたしました。ここでは、資産運用や個人税務、相続対策など各種セミナーも実施するなど、様々な顧客ニーズに対応してまいりました。

預かり資産の増強に向けた体制については、平成 23 年 10 月に、「預かり資産セールス専担エリアマネージャー（以下、「SAM」といいます。）」を 3 名選任し、松阪セールスエリア（三重県松阪市）、津セールスエリア（三重県津市）、名古屋セールスエリア（名古屋市）に配置するとともに、SAM の指導の下、営業店の店舗内外で預かり資産セールスを行う預かり資産販売推進者として「セールスアテンダント」（以下、「SA」といいます。）を、窓口担当者等から選任し 16 店舗に配置しました。

その後、対象エリアを順次拡大し、平成 25 年 7 月には東京支店を除く全店 97 店舗に拡大し、SAM を 7 名、SA を 97 店舗 97 名体制とし、預かり資産販売体制の強化を図りました。今後も、預り資産販売体制の強化を通じて、預かり資産の販売増強を図ってまいります。

また、ニーズの強い保険商品に対する新しい販売チャネルとして、平成 24 年 7 月に生命保険の窓口販売を専門に行うブース（「ほけんの窓口」）を平田駅前支店（三重県鈴鹿市）、徳重支店（名古屋市緑区）に設置いたしました。この結果、平成 25 年下期は、平田駅前支店で 148 件 6 百万円、徳重支店で 186 件 10 百万円の手数料の実績がありました。

さらに、平成 25 年 4 月から実施している本部金融サービス部の保険コールセンターでのテレマーケティングによる医療・がん保険等の販売については、平成 25 年度下期は 384 件 15 百万円の手数料の実績がありました。

このほか、店内ロビースペースを改装し、一人暮らしの高齢者の方や地域の皆様の交流の場あるいは行政等地域の情報発信の場としてロビーを提供し、お客様満足度の向上を図ることにより地域コミュニティの活性化を支援する取組

みを三重県志摩市の 2 店舗で実施しました。ここではタブレット端末を使った「伝票作成システム」を導入し、窓口取引の事務手続きの軽量化を図り、高齢者の方に負担をかけない取引を提供しているほか、警備会社と提携し、当行の営業店（全店を対象）で年金振込指定のあるお客様に、専用の携帯端末を利用した高齢者見守りサービスをご負担の少ない条件で提供しています。

このように高齢者の方はもとより、都市部へ転居された次世代の家族に安心を提供することにより働きかけを行い、高齢者が保有している資産の次世代への継承といった地域を越えた円滑な世代間取引の継続を進めてまいります。この取組みは、当行の広域にわたる店舗ネットワークという当行独自の特性を活かした「地域のビジネスモデル」の一つとして、対象店舗の拡大やサービス内容の充実等を検討してまいりたいと考えております。

また、三重県亀山市と協定を締結し、同市が行う高齢者支援事業に参画（亀山支店のロビーの一部をコミュニティバスの待合所として開放、ロビーに設置したテレビで亀山市の広報映像を放映、亀山支店の職員 14 名（平成 26 年 3 月末現在）全員を認知症サポートとして登録等）いたしました。今後も、行政との連携強化を図りつつ、高齢者に優しい取組みなどの地域貢献を通じ、当行の存在価値を高め、経営基盤の強化を図ってまいります。

④ 本部による営業店支援体制の強化

イ. 法人ソリューションチームの活動強化

当行はこれまで、法人情報の共有化を図ることで一層の相乗効果を発揮するよう、各担当部でそれぞれ推進・管理していたビジネスマッチングや M&A、シンジケートローン、ABL 等の業務を統合した「法人ソリューションチーム」を設置し、創業・新事業支援やビジネスマッチング支援、事業承継支援等に係る専担者を配置し、営業店の活動を積極的にサポートしてまいりました。

また、成長分野と位置付けているアグリビジネスに関する支援体制を強化するため、日本政策金融公庫農林水産事業が実施する「農業経営アドバイザー」試験に合格した職員も配置したほか、平成 24 年 5 月には環境・エネルギー担当者も配置し、太陽光発電など再生エネルギー分野に関するソリューションの提供など、営業店への積極的なサポートを強化するとともに、取組み事例の行内公表等も実施し、ノウハウの普及を図っております。

さらに、今後は法人推進部並びに営業統括部法人ソリューションチームの機能強化を図り、より一層のソリューション営業力の強化に資する本部組織改革を実施し、広域にわたる当行の店舗網を活用した取引推進を通じて取引基盤の拡大を図ってまいります。

ロ. エリアマーケティングの活用

営業店の過去の実績や営業区域のマーケット環境を把握分析し、効率的な

営業活動を支援するため、情報系システム「営業カルテ」等を活用し、本部・各営業店が自店のマーケット環境を踏まえた営業戦略（「エリアマーケティング」と呼称）を検討・立案してまいりました。この取組みに加え、より一層効率的な営業活動を行うため、営業店長と常務会メンバーによる営業店ワークショップを通じ、地域や店舗の特性を活かした営業推進施策等の営業戦略を立案・実施してまいります。

ハ. 取引先の海外進出支援

当行は、これまで、証券国際部国際業務グループ海外ビジネスサポート室で取引先の海外進出支援を行ってきましたが、より幅広い支援を行うため、平成26年2月に人事交流を実施し、営業統括部法人ソリューションチームとの連携を強化し、海外進出支援体制の強化を図りました。

具体的には、海外ビジネスサポート室の職員を法人ソリューションチームに異動させ、同チームの海外進出支援に関する営業体制の強化を図りました。

また、平成25年11月に日本政策金融公庫と「スタンダバイクレジット制度」の取組みについて業務提携を行ったほか、平成25年12月には、国際協力銀行とベトコム銀行（ベトナム）との間で提携した覚書に協力銀行としての参加や経済産業省と外務省が実施する「海外展開一環支援ファストパス制度」に参加するなど、海外進出支援体制の強化を図りました。

この結果、平成26年2月に、当行取引先が中国で行う商標登録について、当行提携先の上海L/T社が受託し、ビジネスマッチング手数料が獲得見込みであるほか、当行取引先を当行提携先の東京センチュリーリースのタイ現地法人に紹介し、リース契約が成約するなど紹介手数料を獲得することができました。

今後も、外部機関との連携強化によるセミナーや個別相談会を適宜開催し、案件情報の蓄積と着実なフォローアップを実施するなど取引先の海外進出支援を積極的に取組んでまいります。また、アジアのビジネス環境や成約事例等について、「国際業務通信」として行内発信を行い、海外ビジネスに関するノウハウの共有にも努めてまいります。

（2）経営の効率化

① 審査体制・事務体制の高度化・効率化

イ. 審査体制の高度化・効率化

平成25年12月の「経営者保証に関するガイドライン」の公表に伴い、クレジットポリシー、関連規程、事務取扱要領、保証約定書等の改正を行い、経営者保証に依存しない融資の促進を図りました。

また、新規融資見込み先や重点推進先等への融資推進にあたって、審査部が事前審査を行う事前協議制度により融資取組方針を検討するなど稟議審査時のスピードアップを図っております。

さらに、平成 25 年 4 月より信用リスク以外のリスク特性を有する案件を常務会付議事項とするなど審査体制の高度化・効率化を図ってまいりました。

□. 事務体制の高度化・効率化

当行はこれまで、事務処理の堅確化・効率化を目的として平成 23 年 4 月に発足した「事務集中化イノベーションチーム」により、預金調査事務、為替事務、相続・差押事務、融資実行事務等、様々な事務処理の本部集中化に取組むとともに、相続ナビゲーションシステムの導入など、システム化による事務の効率化等に取組んでまいりました。

具体的には、全店の相続・差押事務を平成 24 年 6 月に本部に集中化したほか、為替事務（非定型振込依頼書のイメージ処理）及び融資実行事務（住宅ローンの実行・回収・条件変更）については、平成 25 年 2 月に全店に取扱を拡大させた後、平成 25 年 4 月にはローンプラザでの案件についても、取扱営業店を介さず直接本部で集中実行することとし、迅速な顧客対応を行う体制を整えました。

今後も、効率的な本部集中部門の運用を図り営業店の後方事務の削減や簡素化を図るとともに、平成 26 年度上期には、本部組織改革を実施し、システム部門と事務部門を統合するなど、より一層の事務体制の高度化、経営の効率化を図るほか、事務品質の向上を図るために一部本部集中事務の外注化なども検討してまいります。

② コスト削減・合理化の徹底

イ. 経営リソースの効率的な活用

前述の事務処理の本部集中化の推進により、後方事務職員を大幅に削減し、営業職員として再配置するという経営リソースの効率的な活用施策は、収益強化のための営業体制の構築に向けた全てのベースと位置づけております。

この取組みと併行して SAM・SA 制度を導入し、営業体制の構築を図るとともに、預かり資産販売増加に資する人材の増強を図り、SA の全店展開を実施いたしました。

また、金融商品販売チャネルの拡大を目的に、「ほけんの窓口」を開設した 2 店舗（平田駅前支店・徳重支店）では、既存のローンプラザ、資産運用相談窓口を併せた総合金融サービスを提供するワンストップ型の相談拠点「暮らしのコンサル広場」として、顧客ニーズを的確に把握した商品販売を行うことを通じてお客様満足度の高い効率的な営業を実施してまいります。

ここでは、当行初めての試みとして、土・日曜日、祝日も営業することで、平日の営業時間にご来店いただくことが難しいお客様に、各種相談等のサービスの提供を行うことで営業店・本部の業務効率化、営業力の強化を図るなど、経営リソースの効率的な活用を着実に実現しております。

さらに、平成 25 年 4 月から、ダイレクトチャネルとして本部金融サービス

部に保険コールセンターを新設し、テレマーケティングアウトバウンドセールスによる医療保険やがん保険等の販売を開始いたしました。

一方、店舗網については、地域の市場性の調査分析により、今後成長が見込まれる地域への新規出店の検討を行っていくとともに、お客様の利便性を確保したうえで、既存店舗の統廃合や移転等についても検討してまいります。

また、店舗外 ATM 網を見直した結果、平成 25 年度下期は「パワーセンタ一松阪出張所」の ATM を 1 台増設したほか、「イオンモール東員出張所」および「喜多山駅前出張所」を新設いたしました。今後もお客様の利便性を考慮のうえ、効率的な再配置を検討してまいります。

【店舗外 ATM 等の実績（表 12）】(単位：所、数)

	23 年 3 月末 実績	24 年 3 月末 実績	25 年 3 月末 実績	25 年 9 月末 実績	26 年 3 月末 実績
設置箇所	128	128	127	126	128
設置台数	135	135	132	130	133

口. 物件費の削減と人件費の抑制

平成 26 年 3 月期における物件費は、業務委託契約やリース契約の見直し、基幹系システムの更改関連投資を除く各種投資の抑制など積極的に削減に取組んでおりますが、システム更改に当たり、お客様への周知に係る広告費や帳票改訂に伴う印刷費が増加したことなどから計画を僅かに上回り、96 億 67 百万円となりました。

平成 26 年 3 月期におけるシステム投資について、基幹系システムの開発の他にサブシステムの更新やインターネットバンキングの操作性の向上など、顧客サービスや利便性の向上、セキュリティ強化のために必要な投資を行いつつ、細部に亘って抑制可能な投資を見直した結果、機械化関連費用は 46 億 97 百万円と、計画を 1 億 53 百万円下回りました。

物件費につきましては、基幹系システムの更改に伴い、平成 26 年 3 月期まで機械化関連費用を中心に増加してまいりましたが、今後はシステム開発に係る費用の大幅な削減を見込んでおります。今後も、営業店事務及び本部業務の一段の効率化を推進することで、さらなる生産性の向上を目指し、物件費全般の削減を図ってまいります。

【物件費の計画・実績（表 13）】(単位：百万円)

	25 年 3 月期 実績	25 年 9 月期 実績	26 年 3 月期	
			計画	実績
物件費	9,265	4,809	9,652	9,667
うち機械化関連費用	4,468	2,269	4,850	4,697

平成 26 年 3 月期における人件費は、基幹系システム移行対応に係る時間外手当が増加したことや臨時雇用者及び再雇用者が増加したことなどから 118 億 74 百万円と、計画を 1 億 40 百万円上回りました。

人件費については、今後も経営資源の再配置を進め、営業力の強化を図るとともに、収益力に応じた効率的な人件費の配分を実施してまいります。

【人件費の計画・実績（表 14）】 (単位：百万円)

	25 年 3 月期 実績	25 年 9 月期 実績	26 年 3 月期	
			計画	実績
人件費	11,811	5,974	11,734	11,874

【従業員数の計画・実績（表 15）】 (単位：人)

	25 年 3 月末 実績	25 年 9 月末 実績	26 年 3 月末	
			計画	実績
期末従業員数	2,031	2,075	2,040	2,058
正行員	1,515	1,514	1,490	1,464
嘱託・パート	516	561	550	594

ハ. システムの高度化

当行では、地域金融機関向け共同アウトソーシングサービス「NEXT BASE」（ネクストベース）を新基幹系システムとして採用し、安定的な運用実現に向けてシステム構築に取組み、当初計画どおり、平成 26 年 1 月に稼動させました。移行作業においては、システム企画部及び事務管理部が中心となり、全役職員が一丸となって取組んだ結果、移行完了から現在まで大きな障害やトラブルもなく安定稼動しております。

新基幹系システムでは、ATM 稼働時間の延長、インターネットバンキングの操作性・機能性の向上など、各種商品・サービスの利便性を高めるとともに、バックアップセンター機能による大規模災害時の速やかな復旧と業務継続体制の強化など、より高い安全性を確保いたしました。今後とも、システムを活用し、さらに充実した商品・サービスの提供に努めてまいります。

また、基幹系システムの更新、端末機器等の新機器導入などに伴い、機械化関連費用が一時的には増加いたしましたが、今後は、定型化している銀行の基幹業務システムの共同化を導入することにより、高度化・複雑化の進展に伴い、ますます増加が予想されるシステム部門に係る開発・運用コストを抑制するとともに、コア業務へ経営資源を集中できるものと考えています。

(3) 人材力の強化

① 事業先に最適なソリューションを提案できる人材の増強

イ. 目利き能力を持った人材の養成

中小規模事業者等のニーズに的確に対応するとともに、中小規模事業者等

向け貸出の増強を推進するため、事業先に対する目利き能力を持った人材の育成を図ってまいりました。

平成 17 年 11 月から実施している「目利き塾」（卒業 294 名）は、平成 24 年度から「目利き入門塾」と「目利き師範塾」の 2 講座体制に移行し、平成 25 年度下期までに「目利き入門塾」は 32 名、「目利き師範塾」は 21 名が卒業いたしました。

また、事業融資プロセス別に「事業融資スキルアップ講座」を 7 講座新設し、平成 25 年度上期には、債権管理編、企業再生編、外為ソリューション編を、平成 25 年度下期はアプローチ編、与信判断編、マーケティング編、財務分析編を開催したほか、ホリデースクールでは「財務分析演習講座」および「与信判断演習講座」を開講し、財務分析、与信判断能力等の向上を図ってまいりました。

引き続き目利き能力を持った人材の養成を行ってまいります。

□. 若年層の養成

新入行員から 3 年次までの同年次研修の中で、総合職を対象とした事業融資基礎研修の充実を図り、長期的視野に立った人材育成を図ってまいります。

ハ. 女性職員の活用

女性職員活用については、平成 18 年 6 月からポジティブアクション推進プロジェクト「Lady Go！」を発足させ、女性職員の活用に取組んでまいりました。今般、平成 25 年 9 月より、新たなメンバーによる「Lady Go！」を再スタートさせ、女性幹部職員の養成、育児休暇者の職場復帰サポート体制整備、営業部門で上位職を目指す女性職員のキャリアパス制度の制度化など、より一層女性が活躍できる職場環境の整備に取組んでまいります。

二. 高度な与信判断能力を持つ管理者の養成

支店長の与信判断能力の向上やマネジメントスキルの強化等を目的とした経営塾 I 「信用リスクマネジメント強化研修」および経営塾 II 「マネジメント強化研修」を平成 23 年 11 月に開講いたしました。平成 25 年度下期には経営塾 I を平成 26 年 1 月、2 月 3 月に、経営塾 II を平成 25 年 11 月、平成 26 年 2 月にそれぞれ実施いたしました。

さらに、平成 25 年度下期には、ハラスマント防止研修、店務運営研修を実施し、営業店管理等についてレベルアップを図りました。

今後も継続して高度な与信判断能力を持つ管理者の養成等を行ない、人材力の強化を図ってまいります。

② 個人先に最適なソリューションを提案できる人材の増強

イ. ローンアドバイザーの養成

住宅ローンや消費者ローン等に対する高度な知識とスキルを持ち最適なソリューションを提案できる人材の増強を図るため、平成 26 年 3 月にローンプラザの職員 8 名を選抜し「ローンアドバイザー」の養成に向けた取組みを開始いたしました。

また、営業店の職員を当行の営業エリア内の主要地域に設置しているローンプラザに一定期間派遣したうえで、個人先担当者の住宅融資提案力の養成を図っており、平成 25 年度下期には各ローンプラザで 32 名のトレーニーの受入を実施いたしました。

ロ. 金融商品運用相談担当者と SA の養成

お客様の金融商品の運用相談に的確にアドバイスができる能力を身に付けるための行内研修を修了した者を、金融商品運用相談担当者（行内 FA）として中核店舗等に配置し、お客様からの資産運用相談に丁寧に対応するとともに、行内 FA の増強を図っております。平成 25 年度下期も行内 FA の研修を実施し、15 名が卒業し、平成 26 年 3 月末現在では、行内 FA は 195 人と 12 名増加しました。

また、主に行内 FA を SA として選任し、SAM が保有する預かり資産セールスにかかる高水準のノウハウを、OJT やミーティング等を通じて指導することにより、預かり資産販売増強に資する人材の増強を図っております。

【FA の人員推移と配置状況（表 16）】

（単位：人）

	23 年 3 月末 実績	24 年 3 月末 実績	25 年 3 月末 実績	25 年 9 月末 実績	26 年 3 月末 実績	25 年 9 月末 対比
FA 人員	112	160	196	183	195	12

	中核店	その他の営業店	本部
FA 配置状況（平成 26 年 3 月末現在）	54	119	22

（4）内部管理態勢の強化と CS 経営の実践

① コンプライアンス態勢の強化

当行にとって、強固なコンプライアンス態勢を維持・構築していくことは、当行の業務の健全性及び適切性を確保するための最重要課題の一つとして取組んでまいりました。

地域やお客様から搖るぎない信頼を確保し、円滑な金融機能を果たしていくための全ての根幹となる基盤はコンプライアンス態勢の徹底にあります。

当行の社会的責任と公共的使命に鑑み、長期間に亘って、清廉で透明性の高い経営の確保を図るとの認識のもと、平成 26 年 3 月にコンプライアンスプロ

グラムを策定、行内公表し、全行的にコンプライアンスの強化を図るとともに、日常業務に密着した取組みとするため、「支店コンプライアンス・プログラム」を営業店が独自に定め、法令遵守への取組みを強化いたしました。

また、集合研修等において随時金融商品販売法等のコンプライアンス研修を実施したほか、平成25年10月、平成26年1月には各自によるコンプライアンス行動チェックを実施したほか、定期的にコンプライアンス勉強会を各部室店内で実施いたしました。

今後も、これらの取組みを行うとともに、平成26年度上期にはリスク管理部からコンプライアンス部門を独立、コンプライアンス統括部に昇格させ、コンプライアンス態勢の強化とPDCAサイクルの改善を図ってまいります。

② リスク管理態勢の強化

当行にとって、強固で包括的なリスク管理を強化していくことは、金融市場の急激な変動など、いかなる環境下においても、安定的な資金供給を通じて地域経済とお客様の成長をサポートし、金融仲介機能を十全に発揮するために必要であると認識しています。

平成25年度下期においても、有価証券の損失限度額管理において、過去の価格変動等に基づくシミュレーションを実施し、この結果を踏まえ、平成25年10月に有価証券の損失限度額を見直しいたしました。加えて、信用・市場関連にかかる総合的なストレス・テストの実施を通じて、配賦資本に対する余力が十分あることを確認しております。

当行が着実に収益の強化を図っていくために、リスク管理を予防的・防衛的な観点からのみ捉えるのではなく、クロスボーダーローンの取組みに対する対応をはじめ当行の収益の強化に向けた取組みを実質的に下支えするためのリスク管理も行っております。

また、平成25年度上期にミドル部門のフロントに対する牽制機能の強化を図るため、規定類の見直しも実施した後、平成25年度下期には、実務面において、ロスカットチェックを実施するなど、ミドル部門の牽制機能の強化を図りました。

さらに、平成25年度下期に、新しい自己資本比率規制（いわゆるバーゼルⅢ）が平成26年3月に適用されることを踏まえ、コア資本をリスク資本のベースとするようリスク資本の見直しを行いました。

③ お客様の視点に立ったCS向上への取組強化

お客様の視点に立ったCS向上に取組むため、高齢者に配慮した新しいスタイルの店舗づくりを三重県志摩市の2店舗で試行的に実施いたしました。この2つのモデル店では、店内ロビースペースを改装し、高齢者の方々をはじめとした地域の皆様の交流の場として、また行政等地域の情報発信の場として、店舗のロビーを提供することによりお客様満足度の向上を図るとともに地域コ

ミュニティの活性化を支援しています。

さらに伝票作成を支援するシステムを導入し、窓口取引の事務手続きの軽量化を図り、高齢者に負担をかけない取引を提供しているほか、警備会社と提携し、専用の携帯端末を利用した高齢者見守りサービスをご負担の少ない条件でご利用いただける取扱を開始しました。

なお、見守りサービスは当行で年金振込指定のあるお客様を対象とし、全店で取扱いを実施しております。

この取組みは、当行の広域にわたる店舗ネットワークという当行独自の特性を活かした「地域のビジネスモデル」のひとつとして、今後、対象店舗の拡大やサービス内容の充実等を検討してまいりたいと考えております。

また、三重県亀山市と協定を締結し、同市が行う高齢者支援事業に参画（亀山支店のロビーの一部をコミュニティバスの待合所として開放、ロビーに設置したテレビで亀山市の広報映像を放映、亀山支店の職員 14 名を認知症サポーターとして登録等）し、高齢者に優しい取組みを行政と連携して実施いたしました。

今後も、こうした取組みを拡大していくことに加え、営業店での自発的なCS向上に向けた新しいアイデアや取組みを促進するためCS部門表彰「CSコンペ」の実施や「CS チェックシート」による自己チェックの実施、整理整頓運動などCS向上に取組んでまいります。

④ 顧客保護等管理態勢の強化

当行にとって、お客様の正当な利益の保護や利便性を向上していくことは、金融機関としての健全性及び適切性の確保ならび顧客満足度の向上の観点から極めて重要であると認識しております。

今後も、お客様に安心を与える態勢の確保、ご要望・ご相談に対する対応の充実を図ってまいります。

具体的には、業務継続態勢の整備確立により、お客様の利便性を維持確保していくほか、情報セキュリティ管理の強化により、お客様情報の保護を引き続き図ってまいります。

また、平成 25 年度下期に介助専門士を 10 名養成し、介助専門士の資格者は 26 名となりました。

これら介助専門士資格者は、本店営業部をはじめ 15 か店および本部に配置し、身体に障がいをお持ちのお客様や高齢者のお客様が安心して金融サービスが受けられるよう態勢の整備を図っております。

4. 従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項の進捗状況

(1) 業務執行に対する監査又は監督の体制の強化の方策

① 取締役会

取締役会の牽制機能の強化を図るため会長・頭取体制とし、会長は取締役会の議長として、経営全般の管理にあたり、頭取は執行部門の最高責任者としての立場で直接経営の陣頭指揮を執っております。

また、経営に対する評価の客観性を確保するため、当行の経営方針や経営戦略等について客観的な立場で評価及び助言を取締役会に行っていく機関として、社外の有識者等第三者で構成する「経営評価委員会」を、平成 22 年 6 月に設置し、これまでに合計 8 回同委員会を開催いたしました。

この経営評価委員会では、社外の経営評価委員より様々な助言・提言をいただきました。主なものは、中小規模事業者等のニーズに的確に対応するための目利き能力の向上のほか、顧客満足度向上、高齢者に配慮した取組及び環境に配慮した取組みなどに関する提言等です。

当行では、これらの提言等を真摯に受け止め、積極的に改善に取組みいたしました。具体的には、平成 17 年度から実施している目利き塾については、平成 24 年度より目利き入門塾と目利き師範塾の 2 講座体制とともに事業融資スキルアップ講座を 7 講座開講し教育体制の充実を図ったほか、事業先担当者向けのロールプレイング大会を実施し、取引先に対するコンサルティング能力の向上を図りました。

また、顧客満足度向上に関する提言に対しては、覆面 CS 調査を外部機関に委託し、CS の実態把握を行った上で、課題に対する改善に取組むなど CS 向上に取組みいたしました。

高齢者に配慮した取組みについては、前記の通り、当行は他金融機関に先駆けて当行独自のビジネスモデルとして三重県志摩市の店舗で試行を実施するなど積極的に取組みました。

環境に配慮した取組みとしては、本部に環境・エネルギー担当者を配置し、太陽光発電等再生エネルギー分野に対するソリューションを提供したほか、eco エネルギーローンの取扱を開始するなど体制整備を図り、これらの分野に対し積極的に貸出金の増強に取組みいたしました。

さらに、経営管理体制の一層の強化を図るため、平成 26 年 6 月に社外取締役 1 名を新たに選任いたしました（取締役全 10 名）。当行の社外役員は、社外取締役 1 名、社外監査役 3 名の体制となり、業務執行に対する監視機能の十分な確保に向けた体制の強化を図りました。なお、新たに選任した社外取締役は、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員であることから、当行の独立役員は、これまでの社外監査役 1 名の体制から、社外取締役 1 名を加え 2 名体制となりました。

こうした体制の強化を図ったことを踏まえ、これまで実施してまいりました

経営評価委員会に代わり、今後は、新たに選任した社外取締役による直接的な経営へのアクセス強化を通じて、より一層業務執行に対する監査・監督体制の強化を図ってまいります。

② 監査役会

当行では、コーポレート・ガバナンス態勢の確立を経営の最重要課題とし、監査役会が取締役の職務執行の監査を行っております。また、コーポレート・ガバナンスを有効に機能させるため、監査役は4名体制とし、うち3名を社外監査役としております。

③ 内部監査

内部監査部門の独立性を確保するため、監査部は、他の被監査部門を兼担することのない取締役を監査部長とするとともに、取締役会直轄の組織とし、内部監査態勢の整備・確立を図っております。

今後も、効率的かつ実効性のある内部監査を実施し、各種リスク管理体制の監査における検証体制を強化し、内部監査態勢の強化を図ってまいります。

(2) リスク管理の体制の強化の方策

当行は、銀行内業務の中で発生するリスク全体をモニタリングし、適切な管理を行うため、頭取を委員長とし、役付取締役を中心に構成する「リスク管理委員会」を設置し、毎月1回及び必要が生じた場合に開催しております。なお、同委員会では、経営強化計画の着実な達成を確保するために、3ヶ月毎に計画の進捗管理を行い、適切な計画の実施を確保しております。

① 信用リスク管理体制強化の方策

絶えず変化する取引先の債務者区分について、継続的に対応するため平成23年6月に、審査第一部と審査第二部を統合し審査部を新設するなど融資本部内の連携を強化し、信用リスク管理体制の強化を図ってまいりました。また、融資ポートフォリオの適正化を図るため、資産としての貸出金全体の視線で信用リスクの分析を一貫して行う体制を構築するとともに、牽制機能の強化を図るため審査企画課を融資企画部に昇格させました。

現計画においてもこれらの取組みを引き続き実施し、信用リスク管理体制の強化を図ってまいります。

② 不良債権の適切な管理の方策

イ. 不良債権の適切な管理

実質破綻先・破綻先のうち大口債権、延滞が長期化している債権を中心に個別に回収計画を策定し、回収状況、回収方針を、本店に勤務する常務取締

役以上の取締役全員をもって構成する常務会に報告するとともに、回収促進を図ってまいりました。

□. 延滞管理の徹底

本部審査部、関連部における地区担当審査役等の延滞債権減少目標を設定し、延滞先管理を強化するとともに、初期延滞、長期延滞先の縮減に努め、管理の徹底と不良債権の発生防止を図ってまいりました。

ハ. ランクアップの推進

本部の企業支援部が担当する特定債権先等の中のランクアップ見込み先に対しては、本部・営業店が一体となって経営改善計画書の策定から関与し、中間管理を強化するなどランクアップを積極的に推進してまいりました。

二. 債権管理事例の行内公表

不良債権回収の好事例や失敗事例、ランクダウン防止に向けた取組事例等を行内公表し、債権管理に関するノウハウを営業店も含めた職員全体に周知することにより、職員の債権管理の能力の向上に努めてまいりました。

これらの取組みを積極的に実施してきたことに加え、景況感が改善してきた結果、平成 26 年 3 月末の金融再生法開示債権残高（単体）は 251 億円、不良債権比率は 2.09%となりました。

今後も、取引先の経営改善支援等ランクアップの推進、不良債権の適切な管理を強化することにより、健全な資産の維持・向上等に努めてまいります。

【金融再生法開示債権残高の計画・実績（表 17）】(単位：百万円、%)

項目	25 年 3 月末 実績	25 年 9 月末 実績	26 年 3 月末	
			計画	実績
金融再生法開示債権残高	30,640	26,069	29,100	25,190
不良債権比率	2.59	2.19	2.41	2.09

③ 総合的リスク管理体制強化の方策

当行は、新しい自己資本比率規制（バーゼルⅢ）の実施に伴い、平成 26 年 3 月より、リスクに対する資本配賦をコア資本を原資とし、コア資本の 10%をバッファーとして控除したうえで資本配賦を実施するとともに、リスク余力を月次で確認しております。

また、従来のリスクカテゴリーの観点だけでは捉えられないリスクが発生することや、リスクが連鎖的に増幅・伝播することを念頭に置きリスク管理態勢の整備を図っていく必要があることから、各リスクカテゴリーを横断的な視野で捉えたストレスシナリオを策定のうえ、そのシナリオに基づくストレステストを実施しております。これらのテスト結果については、3 ヶ月毎にリスク管

理委員会で協議し、外部環境の変化に対するリスク耐性について協議しております。今後も、これらの取組みを引き続き実施してまいります。

④ 市場リスク管理体制強化のための方策

当行は、金融市場の急激な変動が生じた場合でも、財務基盤の安定を確保し、従来以上に中小規模事業者等への安定的かつ円滑な資金供給を維持・拡大する体制を構築するため、より一層市場リスク管理体制の強化を図る必要があるとの認識のもと、これまで、保有する投資有価証券の種類別のロスカット基準の見直しを実施し、基準に抵触した場合の処理方針の協議、保有継続の理由及び評価損額等を常務会に報告しているほか、ロスカット基準抵触銘柄の評価損額が拡大した場合の処理方針等について毎月常務会に付議することや有価証券全体の損失限度管理のルールを定めるなど、有価証券運用管理体制の一層の強化を図ってまいりました。

さらに、市場リスク管理については、市場リスク量の計測にあたって有価証券や預貸金の保有期間を運用実態に基づく期間に改善するとともに、市場性の信用リスクの計量化を追加するなどリスク量計測の精緻化を図りました。

その他、上場株式や上場投資信託のロスカットルール抵触状況のミドル部門による確認やミドル部門が実施しているストレステストのリスク管理委員会への定期的報告など内部牽制面の強化を図っております。

今後も、保有する投資有価証券種類別のロスカット管理や、有価証券の損失限度管理を実効的に行うなど、ロスカットルールの実効性の確保を図ってまいります。

また、バリューアットリスクによる統計的な手法のみならず、将来の相場変動の蓋然性の検討を含めたフォワードルッキングなシナリオに基づくストレステストを実施していくなど、ミドル部門による牽制機能の発揮を通じて、市場リスク管理体制の強化を図ってまいります。

(3) 法令遵守の体制の強化のための方策

当行は、法令等遵守を経営の最重要課題の一つとして位置付け、企業倫理の確立ならびにコンプライアンス態勢の充実・強化を図るため、全行的なコンプライアンス意識の醸成及び法令等遵守の実効性の向上を目的に、コンプライアンス委員会を最低月1回開催し、コンプライアンス・マニュアルの改定やコンプライアンス・プログラムの策定、発生した法務問題にも対応してまいりました。

全行的なコンプライアンス態勢の強化・定着を図るため、全ての集合研修にコンプライアンス関連の講座を取り入れるとともに、通信教育の受講奨励等を通じたコンプライアンス関連教育の充実を図っております。

また、インサイダー取引への対応についても、管理態勢の強化を図っているほか、反社会的勢力への対応については、全銀協より提供される反社会的勢力に係

る情報に加え、当行独自で収集した情報を集約して構築した「テロ・マネロン・反社検索システム」を活用してチェック態勢を強化しております。これらの取組みを通じ、より強固なコンプライアンス態勢の確立を目指してまいります。

さらに、営業店が毎期策定する「支店コンプライアンス・プログラム」の実効性の確保を図るため、営業店が策定した「支店コンプライアンス・プログラム」に対し、本部による検証やモニタリングを通じた指導を強化しております。

これらの取組みについて、「コンプライアンス委員会」で深度ある協議を実施し、コンプライアンス態勢の強化とPDCAサイクルの改善を図っております。

平成26年度上期にはリスク管理部コンプライアンス室をコンプライアンス統括部として部に昇格させ、法令等遵守態勢のさらなる強化を図ってまいります。

(4) 経営に対する評価の客観性の確保の方策

当行では、経営の監査機能を発揮させるため、法律で定められた最低人数を上回る4名の監査役を置き、うち社外監査役を3名としているほか、経営環境の変化に機動的に対応するため、取締役の任期を1年としております。

また、経営に対する評価の客観性を確保するため、当行の経営方針や経営戦略等について客観的な立場で評価及び助言を取締役会に行っていく機関として、社外の有識者等第三者で構成する「経営評価委員会」を、平成22年6月に設置し、これまでに合計8回同委員会を開催し、当行の経営状況、経営強化計画の履行状況、お客様満足度の向上に向けた取組み状況など当行の経営全般に対して、社外の有識者の方々から数多くの有益な助言・提言をいただき、前記の通り積極的に改善に取組みいたしました。

また、平成24年6月より、役員の業績向上に対する貢献意欲や企業価値の向上を通じ、経営に対する評価の客観性の確保を図るとともに、役員報酬制度の透明性を高めるため、業績連動型報酬制度を導入するとともに、役員退職慰労金制度を廃止のうえ、株式報酬型ストック・オプションを導入いたしました。

これらの対応に加え、経営に対する評価の客観性をより一層確保するため、平成26年6月に社外取締役1名を新たに選任いたしました。これにより、当行の社外役員は、社外取締役1名、社外監査役3名の4名体制となりました。なお、同取締役は、同取締役は、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員であることから、当行の独立役員は、これまでの社外監査役1名の体制から、社外取締役1名を加え2名体制となりました。

こうした体制の強化を図ったことを踏まえ、これまで実施してまいりました経営評価委員会に代わり、今後は、新たに選任した社外取締役による直接的な経営へのアクセス強化を通じて、より一層経営に対する評価の客観性の確保を図ってまいります。

(5) 情報開示の充実の方策

① 四半期毎の情報開示の充実

証券取引所への適時開示、プレスリリース、ホームページへの掲載等を通じ、迅速かつ正確な四半期情報の開示を行っております。

今後も、迅速かつ正確で、より広く分かりやすい開示に努めてまいります。

② 主として業務を行っている地域への貢献に関する情報開示の充実

平成 26 年 6 月に、東京において投資家向け IR を開催するとともに、平成 26 年 7 月には、地区別に開催している「ふれあいミーティング」を開催する予定です。

また、地域密着型金融の推進に向けた取組み等を通じた地域の経済活性化への様々な取組みや、地域への円滑な資金供給の取組み等について、ディスクロージャー誌、ホームページ等で開示しております。

今後も、開示内容及び活動の充実を図るとともに、積極的な開示を通じた地域の利用者の評価を各業務に適切に反映させてまいります。

5. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策の進捗状況

(1) 中小規模の事業者に対する信用供与の残高及び総資産に占める割合

【中小規模事業者等向け信用供与の残高、比率（表 18）】（単位：億円、%）

	24/3 期 実績 (計画始期)	25/9 期 実績	26/3 期			
			計画	実績	計画比	計画始期 対比
中小規模事業者等向け貸出残高	5,750	5,822	5,810	5,880	69	129
総資産	18,394	19,061	18,614	19,058	444	663
総資産に対する比率	31.26	30.54	31.21	30.85	△0.36	△0.41

* 中小規模事業者等向け貸出とは、銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 3 号ハに規定する別表第一における中小企業等から個人事業者以外の個人を除いた先に対する貸出で、かつ次の貸出を除外しております。政府出資主要法人向け貸出及び特殊法人向け貸出、土地開発公社向け貸出等、大企業が保有する SPC 向け貸出、当行関連会社向け貸出、その他金融機能強化法の趣旨に反するような貸出

中小規模事業者等向け信用供与の増強に向けた取組みは、コベナンツ活用型融資、ABL など担保・保証に過度に依存しない融資への取組みを強化したことに加え、「優良中小企業先限定ファンド」や小規模な法人及び個人事業主向け融資商品「K・L」などを活用し、当行の営業エリア内の事業者との取引基盤の強化に取組むとともに、融資重点推進地域である三重県北勢地域（鈴鹿市以北）、愛知県、大阪府において、事業先担当者を増員するなど積極的に事業融資基盤の拡充に取組んでまいりました。

また、三重大学との产学研連携による地元の農水産資源を活用した新しい加工食品の開発を目的とした「農水商工連携を前提とした新商品のマーケティング研究会」の開催など、農林水産業分野において三重県南部の地域経済の活性化の支援を行ってまいりました。

加えて、平成 23 年 8 月には、法人ソリューションチームに農業経営アドバイザーを配置し、農業経営者との融資取引の推進を行うとともに、平成 25 年 12 月には「6 次産業化・農商工連携応援ローン」の取扱を開始し、農商工連携や 6 次産業化を図る事業者を積極的に支援してきたほか、平成 24 年 5 月には、環境・エネルギー担当者を配置し、遊休地や既存施設を活用した太陽光発電などの再生可能エネルギー発電事業等、新規事業開拓の支援に取組むなど中小規模事業者等向け貸出の増強を図ってまいりました。

これらの取組みを積極的に実施してきた結果、中小規模事業者等向け信用供与の残高は、5,880 億円となり、計画を 69 億円上回り、計画始期より 129 億円増加いたしました。

一方、総資産に対する比率においては、中小規模事業者等向け信用供与の残高は計画以上に増加したもの、個人預金を中心に安定した預金の積み上げに努め

たことに加え、市場環境の回復によりその他有価証券評価差額金が増加したことなどにより、総資産残高が、計画を 444 億円上回り、1 兆 9,058 億円となったことから、計画を 0.36 ポイント下回り、計画始期より 0.41 ポイント下回りました。

今後は、中小規模事業者等向け信用供与の残高増強に努めるとともに、効率的な資産運用により、計画水準まで引き上げるべく努力してまいります。

(2) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化の方策の進捗状況

① 中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備の方策

経済基盤が大きい三重県北勢地域（鈴鹿市以北）、愛知県、大阪府を融資重点推進地域として設定したうえで、同地域に、主に事業先を担当する事業先担当者 138 名（平成 26 年 3 月末時点、計画始期比 1 名増）のうち、76 名（平成 26 年 3 月末時点、計画始期比 3 名増）（事業先担当者総数に占める割合：約 55%）を配置しているほか、事業融資先の開拓を専門とする法人推進担当者 21 名のうち、18 名（法人推進担当者総数に占める割合：約 85%）を同地域に配置し、貸出金の増強に向けた取組みを推進してまいりました。

また、本部「法人ソリューションチーム」では、創業・新事業支援、ビジネスマッチング支援、ABL やコベナンツ活用型融資取組支援、事業承継支援等に係る専担者のほか、農業経営アドバイザーや環境・エネルギー担当者を配置のうえ、営業店の活動を積極的にサポートするとともに、取組事例の行内公表も実施し、ノウハウの普及を図ったほか、平成 26 年 2 月に国際業務グループ海外ビジネスサポート室の職員を法人ソリューションチームに異動させ、法人ソリューションチームの機能強化を図ることで、多様化する中小規模事業者等のニーズに的確に対応し最適なソリューションの提供に努めてまいりました。

今後も、中小規模事業者等への信用供与の円滑化を図るため、これらの取組みをさらに強化するとともに、収益力の強化を図るため、融資重点推進地域に事業先担当者の増員を実施するほか、マーケット環境を踏まえ、法人推進担当者を効果的かつ柔軟に配置してまいります。

② 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実の方策

当行は、中小規模事業者等の多様化するニーズに的確に対応するとともに、担保又は保証に過度に依存しない融資の促進を図るため、柔軟な融資スキームで競合他行との差別化を可能とするコベナンツ活用型融資や在庫や売掛債権等の流動資産を担保とする ABL など、信用供与手法の多様化に向けた取組みを強化してまいりました。

これらの取組みの結果、平成 25 年度下期において、コベナンツ活用型融資は、61 件・57 億円の取扱を行ったほか、地域の重要な産業である農林水産業の支援として、鯛やお米に動産譲渡担保を設定した ABL を取組むなど、平成

25年度下期に、14件・32億円のABLの取扱を行いました。

また、私募債、スコアリングモデル等を活かした融資商品の取組み等を積極的に推進した結果、平成25年度下期における担保・保証に過度に依存しない融資促進に係る件数は、計画を49件上回る196件の実績となりました。

今後も、中小規模事業者等に適切なソリューションを提案し、中小規模事業者等のニーズに積極的に対応することで計画の着実な達成を図ると同時に、これらの取組み等を通じ、中小規模事業者等への円滑な信用供与に努めてまいります。

③ 中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画を適かつ円滑に実施するための方策

法人推進担当者による新規事業融資先の開拓活動を積極的に実施するとともに、「優良中小企業先限定ファンド」、「K・L」及び小規模零細事業者等向け融資商品「右腕くん」などを活用した事業先担当者、混在型担当者による中小規模事業者等に対する訪問活動に加え、支店長席による中小規模事業者等への訪問活動を積極的に展開し、中小規模事業者等との日常的・継続的な関係強化を図り、事業承継や経営課題を把握するほか、潜在的なニーズも引き出し、中小規模事業者等のライフステージを踏まえた最適なソリューションを提案するとともに、実現に向けた取組みを実行するなど、経営課題等の解決に向けた取組みを強化いたしました。

この結果、平成25年度下期の新規事業融資先の開拓先数は966先、取引先数は200先の増加となりました。

また、医療・介護・健康関連事業、農林水産業・農商工連携事業、環境・エネルギー事業等を成長分野と位置付け、積極的に支援を行うことで事業先向け貸出金の増強を図りました。

今後も、中小規模事業者等向け貸出残高の着実な増加を図るため、中小規模事業者等のライフステージを踏まえたソリューション営業の強化を図っていくほか、成長分野への取組みの強化を図り、中小規模事業者等向け貸出残高の着実な増加を図ってまいります。

(3) 主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策の進捗状況

① 経営改善支援等取組先の数の取引先の総数に占める割合

【経営改善の取組数・比率の計画と実績（表19）】(単位：先、%)

	24/3期 実績 (計画始期)	25/9期 実績	26/3期			
			計画	実績	計画比	始期 対比
創業・新事業開拓支援	13	14	11	42	31	29
経営相談	21	62	48	35	△13	14
早期事業再生支援	3	4	5	6	1	3
事業承継支援	3	2	3	3	0	0
担保・保証に過度に依存しない融資促進	167	166	147	196	49	29
合計　〔経営改善支援等取組数〕	207	248	214	282	68	75
取引先	13,316	13,749	13,420	13,949	529	633
経営改善支援等取組率 (=経営改善支援等取組数/取引先)	1.55	1.80	1.59	2.02	0.43	0.47

(注)「取引先」とは、企業及び消費者ローン・住宅ローンのみの先を除く個人事業者の融資残高のある先で、政府出資主要法人、特殊法人、地方公社、大企業が保有する各種債権又は動産・不動産の流動化スキームに係るSPC、及び当行の関連会社を含んでおります。

コベナンツ活用型融資やスコアリングモデルを活用した融資等担保・保証に過度に依存しない融資への取組みや、本部企業支援部が主体となって積極的に経営相談に係る取組みを強化したことに加え、創業・新事業支援に対する積極的な取組み等により、平成26年3月期における経営改善支援等取組率は、2.02%と計画を0.43ポイント上回りました。

② 事業先のライフステージに応じたコンサルティング機能の発揮

事業先担当者、混在型担当者による中小規模事業者等に対する訪問活動に加え、支店長席による取引先への積極的な訪問活動により、取引先との日常的・継続的な関係を強化し、取引先が抱える経営課題等の把握に努めました。

地域金融機関として中小企業者に対する資金供給者としての役割だけでなく、外部機関等との連携も最大限に活用しながら、当行の持つコンサルティング機能を発揮し、取引先のライフステージ（創業・新事業段階、成長段階、経営改善、事業再生、自主廃業や債務整理、事業承継）のそれぞれの段階で必要な支援を行っております。また、さんぎんビジネスクラブの各種セミナーの開催等により、中小規模事業者等の交流を通じた地域経済全体の活性化を図る取組みを実施しております。

③ 創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化の方策

当行はこれまで、創業・新事業開拓先への支援につきましては、法人ソリューションチームが中心となり実施してまいりました。

具体的には、三重大学との産学連携に関する包括協定に基づき、三重大学において、地元の農水産物を活用した新商品の開発とマーケティングに関する研究会を定期的に開催してまいりました。

また、三重県、三重県信用保証協会等との連携強化により、経営革新計画などの法認定の取得支援や創業関連の各種制度融資の活用を通じて、三重県内を中心として創業・新事業にかかる資金調達支援を積極的に行なったほか、法人ソリューションチーム内に農業経営アドバイザーを配置し、アグリビジネスへの支援体制を整備してまいりました。

平成24年5月には、環境・エネルギー担当者を配置し、太陽光発電など再生エネルギー分野に対するソリューションを提供するなど、創業・新事業開拓先への支援に取組んでまいりました。

さらに、法人ソリューションチームの営業力強化を図るため、平成25年度下期には、同チームの人員を2名増員いたしました。

その結果、平成25年度下期における創業・新事業開拓支援に係る件数は、計画を31件上回る42件の実績となりました。今後もこれらの取組みを引き続き実施してまいります。

④ 経営に関する相談その他の取引先企業(個人事業者を含む)に対する支援に係る機能の強化の方策

企業支援部が担当する特定債権先の中から、重要取組先を選定し、取引先と営業店及び企業支援部が一体となって取引先の経営改善に取組むプロジェクトである、「Scrum3 2nd」を通じた取引先の実態や経営課題の把握、課題解決策を含む改善計画の策定、モニタリングを通じた進捗管理などの支援を実施してまいりました。

また、金融円滑化法に基づく条件変更先への対応（以下、「円滑化対応」といいます。）として、営業店においては、「経営実態分析表」を作成し円滑化対応先の経営実態や課題の把握とその分析及び改善計画の策定支援を行い、本部企業支援部では営業店による取引先への支援の取組み状況を把握し、必要に応じて帯同訪問を実施するなど、企業支援部が営業店と連携した取引先の経営実態や課題の把握・分析、経営改善計画やソリューションの推進等のモニタリングなどを実施しております。

さらに企業支援部では、担当する特定債権先以外に与信額50百万円以上かつ信用貸20百万円以上の取引先等円滑化対応先で優先的に管理が必要な先を選定し、営業店と一体となったより深度ある取組みを行ってまいりました。

その結果、平成25年度下期における経営相談に係る件数は、計画を13件下回ったものの、計画始期（平成24年3月期）対比で14先増加の35先の支援実績となりました。

今後も、本部・営業店が一体となって、具体的なソリューションを含む経営

改善計画の策定等を支援してまいります。

⑤ 早期の事業再生等に資する方策

これまでの早期の事業再生の取組みについては、企業支援部が中心となり取組みしてまいりました。

「中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた中小企業の経営支援のための政策パッケージ」を踏まえ、特定債権先および円滑化対応先で優先的に管理が必要な先から、抜本的な事業再生が必要と判断する先を選定するとともに、企業支援部で具体的な事業再生の取組方針等を検討してまいりました。

平成 25 年度下期においても、再生計画の策定支援等のコンサルティング機能の発揮による経営相談など特定債権先等の経営相談等に積極的に対応したほか、地域における事業再生の重要なパートナーである中小企業再生支援協議会との連携を図りながら取引先の事業再生支援の取組みを行いました。

その結果、5 先について、中小企業再生支援協議会により再生計画の策定支援を行うなど、平成 25 年度下期における早期事業再生支援に係る件数は、計画 5 件に対し 6 件の実績となりました。

⑥ 事業の承継に対する支援に係る機能の強化の方策

事業承継に対する支援強化を図るため、M&A 譲渡ニーズがあると思われる取引先 11 社を選定し、事業譲渡問題の解決に向けた提案を実施いたしました。

また、当行提携先による M&A セミナーを平成 25 年 10 月、11 月及び平成 26 年 2 月に開催し、合計 15 社の取引先が同セミナーに参加いたしました。

これらの取組みにより、平成 25 年度下期は、当行取引先から企業の一部事業買収の相談を受け、提携先の M&A コンサルタント会社を紹介した結果、コンサルタント会社の助言により M&A が成立し、紹介手数料を獲得できたほか、当行取引先 2 社より M&A 及び事業承継問題についてそれぞれ相談を受け、提携する専門家を紹介した結果、それぞれの事案も円滑に成立し、紹介手数料を獲得できました。

この結果、事業承継支援に係る件数は、目標の 2 件に対し 3 件の実績となりました。

今後も、事業承継に関する様々な課題の認識や課題解決能力の向上を図るために、弁護士、税理士等の専門家、コンサルタント等との連携強化を図り、M&A セミナーの開催などにより事業承継ニーズの把握を図るなど、これまでの施策を引き続き実施するとともに、取引先への訪問頻度を増加させ当行からの提案を強化することにより、取引先の潜在的なニーズの発掘に努め、ニーズに応じたコンサルタント等を紹介するなど積極的に事業承継問題の解決を支援してまいります。

(4) 中小規模事業者等に対する金融の円滑化を図るための取組

当行は、中小規模事業者等の経営実態を踏まえ、資金需要や返済条件の変更など、金融仲介機能の発揮を通じた金融円滑化に向け、積極的に取組んでまいりました。平成21年12月施行の「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」（中小企業金融円滑化法）を踏まえ、当行がこれまで実践してまいりました金融円滑化に向けた取組みをさらに強化するとともに、必要な体制整備を推進するため、平成21年12月に、頭取を委員長とした組織横断的な組織として、「金融円滑化推進委員会」を設置いたしました。

その後、平成22年1月には、「中小企業者等に対する金融の円滑化に関する基本方針」を制定・公表したほか、本部及び営業店に金融円滑化管理に係る責任者、担当者等を配置するなど体制整備を図りました。

さらに、平成22年10月には、中小企業金融円滑化法に基づく貸付条件の変更を実行した中小企業者のお客様の経営改善計画の策定支援等を強化するため、3名の専担者で構成する「金融円滑化推進チーム」を本部審査第一部内に新設するなど、コンサルティング機能の一層の発揮を図るための体制を整え、平成23年6月には、本部審査部門の組織変更に合わせ、「金融円滑化推進チーム」を企業再生のスキルを持った企業支援部に移行させ、コンサルティング機能のレベルアップを図りました。

中小企業金融円滑化法は、平成25年3月末で期限を迎えたが、当行はこれらの取組みを今後も引き続き実施し、中小企業者及び住宅ローン借入者の様々なニーズに的確に対応してまいります。

「金融円滑化推進チーム」では、各専担者が営業店に臨店のうえ、金融円滑化に係る対応状況やモニタリング状況のチェック及び指導を行うとともに、与信額が一定金額を超えるお客様については、経営改善計画の進捗状況についてのモニタリング等を企業支援部で一元的に把握し、営業店を指導、支援してまいりました。さらに臨店だけでなく、営業店担当者との連携による個別取引先への訪問による助言、指導も進めてまいりました。

大口取引先以外の取引先への対応についても、与信額、信用貸額、取引度合等の基準で本部・営業店一体支援先を選定し、実態把握や計画策定支援、モニタリングなどの活動を本部と営業店が連携して行っているほか、専門担当者等の役割分担を見直しし、個人先担当者が小口事業先を担当するよう再配置を行い、事業先担当者、個人先担当者等による中小規模事業者等とのリレーションの強化を図るなど金融円滑化への取組強化を図っております。

本基本方針に基づき、当行がこれまで実践してまいりました金融円滑化に向けた取組みをさらに強化し、中小企業者のお客様の事業活動の円滑な遂行と住宅ローンをご利用のお客様などの生活の安定に資する適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮に努めていくとともに、お客様が作成する経営改善計画の策定支援等を通じた経営課題の把握・分析、経営課題を解決するための最適なソリューション

の提案、ソリューションの実行という PDCA サイクルの確立を図り、コンサルティング機能の発揮と実効性の向上に努めてまいります。

6. 剰余金の処分の方針

(1) 配当に対する方針

配当については、当行は従来から株主に安定的に配当を行う方針を掲げてきております。

平成 26 年 3 月期の配当については、優先株式、普通株式とも期末配当のみとし、普通株式については、1 株あたり 5 円の配当を実施いたしました。優先株式については、定款及び発行要項の定めに従いまして、所定の配当を実施いたしました。今後も安定的な配当の実施に努めていく方針です。

平成 27 年 3 月期の普通株の配当についても、安定的な配当を行う方針に基づき 1 株当たりの配当を 5 円とする予定です。

(2) 役員に対する報酬及び賞与についての方針

当行では、これまで、月額報酬に加え、役員賞与支給という報酬体系となっていました。こうした報酬体系の下、従来から業績を勘案した報酬及び賞与を支給してまいりましたが、平成 24 年 6 月より、役員報酬体系を変更いたしました。

具体的には、役員の業績向上に対する貢献意欲や企業価値の向上を通じ、経営に対する評価の客観性の確保を図るとともに、役員報酬制度の透明性を高めるため、業績連動型報酬制度を導入するとともに、役員退職慰労金制度を廃止のうえ、株式報酬型ストック・オプションを導入いたしました。

7. 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保の方策の進捗状況

(1) 経営管理に係る体制及び今後の方針等

経営強化計画を本部及び営業店が実践する中で、そのプロセスと結果の適切性及び内部統制の妥当性、有効性について、頻度及び深度等に配慮し、効率的かつ実効性のある内部監査を実施しております。

なお、監査で把握した問題点、評価については原因等の分析を行い、取締役会に報告するとともにその改善状況についてもフォローアップを行い、被監査部署の状況について、会長・頭取に随時報告を行うなど、態勢の強化に努めております。

これまで、業務の複雑化、高度化に伴い、当該業務等を十分検証できる専門性と必要な知識を有する人材の育成に取組んでまいりました。この結果、金融内部監査士の資格取得者は、11名となっているほか、公認内部監査人の資格取得者が1名となっております。

引き続き効率的かつ実効性のある監査を実施するとともに、人材育成にも取組み、内部監査態勢の強化に努めてまいります。

① 金融円滑化管理態勢の監査

平成25年3月末をもって「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」が期限到来となりましたが、基本的な取組方針に変更なく、金融円滑化に対する認識度、金融円滑化管理態勢の適切性の検証の強化に引き続き努めています。

② コンプライアンス態勢の監査

法令等遵守体制、法令等違反の有無、職員のコンプライアンス認識・理解度、浸透度について、平成21年度に「利益相反管理態勢の検証」「金融円滑化管理態勢の検証」、平成23年度に「インサイダー取引管理の検証」を追加したのに続き、平成25年度には「改正犯罪収益移転防止法」への対応を追加するなど監査項目の充実に努めています。

今後も、帳票、ヒアリングにより適正と判断されるまでコンプライアンス態勢の検証の強化に努めてまいります。

③ 顧客保護等管理態勢の監査

リスク商品等に係る監査項目については、必要に応じ随時見直しを行い、見直しによる顧客説明態勢監査の充実を図る体制となっております。また、顧客サポート等に係る苦情、相談への対応、顧客情報管理、外部委託管理を中心として検証の強化に努めています。

今後も、顧客の保護及び利便の向上に係る実効性の確保を図るため、顧客保護等管理態勢の検証の強化に努めています。

④ 各種リスク管理態勢の監査

信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーション・リスク（事務リスク、システムリスク、その他オペレーション・リスク）について、担当部及び営業店での管理の状況と有効性の検証強化に努めるとともに、監査で認識された不備不適事項について所管部との議論を通じて改善策を検討するなど、監査の実効性の確保と不備不適事項の改善を図るため、各種リスク管理態勢の検証の強化に努めております。

⑤ 監査役との連携強化

内部監査部門である監査部は、監査計画、監査結果について監査役に定期的に報告を行うとともに、隨時、意見・情報交換等を実施しているほか、本部各部の監査結果示達時には監査役も同席し認識の共有化を図っております。

今後も、監査指摘事項のフォローアップ等について監査役との協力体制をさらに強めるなど、監査機能の発揮に努めてまいります。

(2) 各種のリスク管理の状況及び今後の方針等

統合的リスク管理、信用リスク管理及び市場リスク管理については、前記「4.

(2) リスク管理の体制の強化の方策」に記載のとおりです。

その他のリスク管理の状況は次のとおりです。

① 流動性リスク管理

流動性リスク管理の基本方針に基づき、資金繰りリスク及び市場流動性リスクから成る流動性リスクを適切に把握してまいります。

② 事務リスク管理

当行は、事務リスクを適切に評価し軽減させるために、部室店内検査体制及び事務指導体制を整備し、その結果に基づく改善・指導を行うことで堅確な事務体制を構築してまいりました。

具体的には、部室店内検査結果、本部監査結果、事務事故発生状況等を勘案したうえで指導店舗を選定し、それぞれの店舗の状況に応じた改善指導を実施していくことを通じて、より堅確な事務体制を構築してまいりました。

また、事務事故発生原因の分析を高度化し、事務事故等発生者の属性分析や時系列分析に加え、事務事故の発生傾向や原因分析に資する分析方法を検討するとともに、リスクの高い事務事故については、事務プロセス上の課題や事務体制上の課題等の検証を実施するなど再発防止策を講じてまいりました。また、事務事故等削減会議等において、事後のフォローや再発防止策の検討を行い、適宜必要な対策を実施してまいりました。

平成26年1月に更改した基幹系システムには、各種チェック機能を搭載していることから、営業店に設置する勘定系端末に入力情報のチェック機能を

搭載することにより、オペレータの入力ミスや勘違い等に起因する事務事故・事務ミスの発生防止に取組みました。

③ システムリスク管理

平成 24 年 5 月より基幹系システム移行（平成 26 年 1 月）に備え、システムリスクモニタリングを実施し、システムリスクの管理状況に問題がないことを確認するとともに、平成 24 年 3 月より、内部監査部門によるシステム移行監査を実施してまいりました。また、平成 24 年 10 月より、第三者評価機関によるシステム監査を実施し、その評価を活用したプロジェクト全般に係るリスク管理を定期的に実施するなどシステムリスク管理の着実な取組みを行った結果、基幹系システムは、大きな障害なく円滑に移行作業を完了することができました。引き続き、システムリスク管理については、勘定系システム、情報系システム、EUC システムに対して適切にリスク管理を実施してまいります。

④ 法務リスク管理

新商品・新業務に係る規程や契約をはじめ各種文書や契約書類等について、法務リスク面からのチェックを強化することなどにより適切な法務リスク管理を行ってまいります。

（3）経営強化計画の適切な運営管理

当行は、経営強化計画の着実な達成を確保するために、頭取を委員長とし、役付取締役を中心に構成する「リスク管理委員会」において、平成 21 年 11 月より、3 ヶ月毎に計画の進捗管理を行い、適切な計画の実施を確保してまいりました。

また、平成 21 年 9 月には、関連部長で構成する「経営強化計画 WG（ワーキンググループ）」を組成し、収益状況、中小規模事業者等に対する信用供与の円滑化の方策、中小規模事業者等向け信用供与の残高及び経営改善支援等の取組状況等を月次で管理し、加えて、平成 23 年 2 月より、経営強化計画で掲げる施策について、地域別の収益状況を算出したうえで施策相互の関連分析や検証を実施するなど、今後の安定的な収益確保に向けた取組みを実施するとともに、リスク管理態勢の強化に関する関連部長を「経営強化計画 WG」に加え、リスク管理態勢の強化に係る各施策に対する工程表を策定のうえ、進捗管理を実施してまいりました。

今後も、「リスク管理委員会」において、3 ヶ月毎に計画の進捗管理を実施していくほか、毎月「経営強化計画 WG」を開催のうえ、収益状況、中小規模事業者等に対する信用供与の円滑化の方策、中小規模事業者等向け信用供与の残高及び経営改善支援等の取組状況はもとより、リスク管理態勢の強化策の進捗状況など、現計画で掲げる諸施策の取組状況を管理し、経営強化計画の着実な達成を確保してまいります。